

經濟論叢

第八十五卷 第二號

カウツキーの超帝國主義論……………	静 田 均	1
若きロックの自然法思想(二)……………	平 井 俊 彦	14
アメリカ原子力産業国有化の論理……	金 田 重 喜	31
ふたたび独占資本主義のもとでの剰余 価値の法則について……………	白 杉 庄 一 郎	47
沖縄經濟見聞記……………	堀 江 保 藏	61

昭和三十五年二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカ原子力産業国有化の論理

— アメリカ国有原子力産業における政府投資と私的独占 —

金 田 重 喜

一 社会主義説

第二次世界大戦後生じた技術革新のうち、原子力とオートメーションはその最も重要な革新であり、将米の産業構造に「革命的」変化を与えようと思われれる。

吾々はアメリカの国有原子力産業の二つの特徴のうち、その軍事的性格とその社会的諸結果については既に詳細に論じたが、本稿でもう一つの特徴である国有民営方式を検討する事によって国家独占と私的独占の融合の具体的形態を明らかにし、現代資本主義における産業国有化の論理を追求したいと考える。まず過去の見解の検討から始めよう。

- (1) 技術革新の詳細については星野芳郎「技術革新の根本問題」『技術革新』、S・リリー「オートメーションと社会の発展」、中村静治「技術革新と現代」参照。

- (2) 拙稿「アメリカ原子力産業の独占構造と国家の役割」『経済論叢』第八五巻第一号

アメリカ原子力産業国有化の論理

第二次大戦中陸軍省直轄のマンハッタン管区として完全な軍部統制の許に成長した原子力産業は一九四六年米原子力法によって文官の原子力委員会（以後AEC）に移管され、以後国有民営方式によって運営されている。（これは第二次大戦後大抵の国有軍需工場——例えば鉄鋼、アルミ、人造ゴム工場等——が権値で政治権力を握った主要財閥に譲渡されたのと著しい対照をなすが、この解明は別の機会に譲る。）

そしてこの四六年法による原子力産業国有化をニューディール派は社会主義と考えたのである。例えばクラミッシュとザッカーは「連邦社会主義」とし、R・タイブットは「米原子力産業の第一の特徴はその社会的所有と私的資本の管理制度である。このコンビネーションは米工業史上新しいものである。それは

資本主義と社会主義の間の「不完全な連鎖」をなす」と論じている。又ニューマンとミラーは「原子力産業は自由企業的大海での社会主義の孤島である。これは資本主義体制の基本的変化に導く」と考えている。彼らの見解によれば、原子力と共に陸海空軍や中央郵便局も亦社会主義と規定される。

この思想は「あらゆる国営をヒスマルクのそれさへも文句なく社会主義的であると宣言する一種の社会主義」や郵便を社会主義経済の根本とする十八世紀七〇年代の「明敏なドイツの社会民主主義者」と思想的系譜を共通にするが、この学説史的検討は別の機会に譲り、ニューディール派の見解の問題点を挙げると、(1)正統派マルクス主義では経済の分野での主要部門全部の国有化と政治の分野でのプロレタリア独裁を一セットとして社会主義とするのに対し、彼らは一部の国有化に社会主義と考える点で基本的差異がある事。(2)アメリカ原子力産業の軍事的性格を無視している。(3)国有化の主体である国家の性格に無関心である。個対全体、私有一般対国有一般が問題なのではなくて、官僚的統制が民主主義的統制か、いかなる階級がいかなる階級を統制するか、が問題である。(4)国有民営方式の具体的検討が欠けている等がある。

しかしここで国家論を展開する訳には行かないので本稿ではこの国有産業における政府投資方式と私的独占との関係(国有民営方式)の分析によってこの国有化が全体としての米國現代

資本主義経済においていかなる役割を果しているか、誰に奉仕しているかを具体的に検討する事にしよう。

- (1) 当時の主流派財閥(及び財閥連合)により反主流派財閥との闘争の一環として国有工場処分が党派的に行われた。この点でマダムスとドレイ教授の見解は異なっている。
cf. Adams and Gray, *Monopoly in America*, Chap. VI.
- (2) A. Kramish and E. M. Zuckert, *Atomic Energy for your Business*. 陸井訳一五五頁。
- (3) Richard A. Tybout, *Government Contracting in Atomic Energy*, 1956, p. VII.
- (4) Newman and Miller, *The Control of Atomic Energy*, pp. 19 ff.
- (5) D. F.カーバー教授の見解。cf. Editors of Scientific American, *Atomic Power*, pt. 4, chap. 2.
- (6) エンゲルス「空想より科学へ」『マル＝エン選集』第十四巻四七〇頁。
- (7) レーニン「国家と革命」『レーニン二巻選集』第一巻第八分冊六八頁。

二 国有化の原因と意義

原子力産業が国有民営方式で運営されているのは小椋教授の見解の如く研究と生産に巨大な投資が必要であるという技術的

理由からではなくて、それを基礎としてはいるが直接的には他ならぬ巨大独占の要求であった。例えば四八年共和党の元大統領候補デューイが原子力産業の私有化を主張した時、当時の財界主流派は冷淡な態度を示したのである。その第一の理由は原子力産業が軍需産業として発展した事である（軍事的国有化）。第二は研究開発費、技術者・労働者の訓練費が巨費を要する（ここ迄は小椋教授と同じ）が独占はこれらを自分で負担する事を望まなかったのである。

第三は生産の為に巨大な資本投下（例えばウラン分離工場の最低必要資本規模は十〜三十億弗）を必要とする（ここ迄は小椋説と同じ）上に、急速な成長率と技術変化の故に道徳的磨滅と投下資本損失が大きい為、独占はこのリスクを引受けるのを望まない事である。

第四に巨大投資を要しリスクは大きいにも拘わらず、四六年当時においては「収益の見込は遠い」という条件において——結論を先取りして云えば——独占は自己資本を犠牲にするよりも独占に従属している国家機構を利用して新産業部門の創設費とそのリスクを大家納税者に転嫁し、且つ成長する生産部門の支配を国有民営方式によって確保して巨大な利潤をえ、技術経験を蓄積して来るべき原子力産業の私有化に備える方法を選んだのである。

小椋教授は生産研究に対する巨大投資(A)から国有(B)を説明さ

れるので、(A)という技術的性格は不変である故(B)も不変で恒久的という結論になり、原子力の国有解除の可能性を全然無視されているが、これは誤りであらう。

私的独占は新産業が利益ある経営になる前のその部門への参加には殆んど興味を持たないが、利益が明確となった部分から政府企業の一部を私有に譲渡する「原子力の徐々の国有化解除に賛成するというのが、支配層の指導的政策であると思われる（一九五四年米原子力法はこの一表現である）」。

四二—五九年六月に米原子力産業全投資二一〇億弗に対し、私企業同投資額推定は五百万弗乃至三千万弗に過ぎぬという事実は、独占にとって原子力産業の全面的国有解除「民間私下」の条件は尚成熟していない、という事を意味する。では国有民営の本質を明らかにする前にまずA E Cの機能を検討しよう。

- (1) 小椋広勝「原子力」『現代資本主義講座』第二卷一八〇—一六頁参照。
- (2) J. S. Allen, *Atomic Energy and Society*, 1949, p. 38.
- (3) *Ibid.*, p. 39.
- (4) 小椋教授は「大独占資本が国家資本をもっとも有効に利用してこの産業を支配している」「原子力産業は国家独占資本主義の発展を典型的にしめしている産業である」（小椋前掲書一八六頁。）と正しく規定されたが、この証明は紙数の都合上省略されている。

(5) 例えば原子力委員会工業諮問委員会は四八年末に「政府所有の現構造の枠内で私企業の参加を拡大する事、原子力産業を私的所有に徐々に譲渡する事」を勧告している。
 Cf. J. S. Allen, *op. cit.*, pp. 39-40.

(6) В. Г. Онушкин, Атомная Промышленность США и На службе Американского Империализма, [Вестник Ленинградского Университета] No. 23, 1957, стр. 42.
 一九五四年原子力法とその意義は別の機会に明らかにする事にした。

(7) V. Omushkin, The U. S. Monopolies and the Atomic Industry, *International Affairs*, No. 10, 1959, p. 85.

(8) 但し一九四〇年六月と五三年六月の期間。 *U. S. News and World Report*, April 15, 1959.

(9) 但し五七年現在(期間は不明)朝日新聞三三年一月十日。
 (10) 但し濃縮ウラン生産と研究開発は最後まで国家が負担するだろう。

III A E C の機能

D・F・カーバーは原子力産業を「政府の許可がその入口であり、工場を建設したり原料と燃料を得るのに政府の認可を必要とし、その核生成物を政府へ、そしてその放射性副産物を政府認可受領者へ売る事が出来るだけであり、その出力は価格の

調整に従いその主要な発明の認可を受けねばならず、認可された操業者しか雇えないような工業」と特徴づけたが、A E Cはこの産業の中心機関として「かつて設けられた事のある政府のいかなる部局」よりも圧倒的に大きな権限をもっている。

A E Cは一切の核分裂物質の生産と所有の独占権を持つ。A E Cはウラン、トリウムの独占的購買者であり鉱業会社も許可なしには自分の鉱山から原鉱を移動させる事さえ出来ない。又原料の輸出入、科学技術情報の公表について絶対的権限を持つ。限られた情報に接する為にはA E Cの許可証が必要で、許可証なき者に情報を洩らすと重罰に処せられる。A E Cは大学と民間研究所に割当られる政府の研究助成金の大部分を管理する。

原子兵器の製作・組立・貯蔵の責任はA E Cにある。A E Cが田中氏により「原子力兵器廠」と呼ばれるのは偶然でない。そしてA E Cはその工場・研究所の建設、運営、研究開発について私企業と契約し、施設・部品・特殊工用の設備の建設や生産について私企業に許可を与える。いわば国家独占が私的独占の衝立として利用される事となる。ではA E Cと独占とはいかなる関係にあるか。

(1) Editors of *Scientific American*, *op. cit.*

(2) 田中慎次郎『原子力と社会』一二五頁。

四 巨大独占の支配方式——国有

民営の本質——政府投資と私的独占——

原子力産業における独占の支配的役割は第一に経済における、第二に政府機構におけるその支配的地位によって確保されている。現在重要部門の全ては独占化されているが、原子力と関係の深い鉱業、建設、施設、電機、冶金及び化学等の部門では独占は特に強力である。

次に政府機構におけるその支配的地位は第一に政党の支配によって、第二に官僚機構、この場合特に軍部、A E Cとの人的結合によって保障されている。

現在金融寡頭制はマス・コミを支配する事によって国民大衆の思想に世論を指導し、選挙資金を支配する事によって両政党を支配し、立法活動を自由にしてゐる。勿論この内部においても産業的金融的構造を異にする各財閥、各部門各企業の間にも利害の対立があり、議会はこの利害対立を調停する機関となっているが、原子力独占はこれらロビイのうちでも最も強力なロビイの一つとして、その必要に応じて法律を制定せしめ（例えば一九四六年原子力法、五四年原子力法）又拒否せしめる（例えばゾア法案の敗北）実力をもっている。

第二に官僚機構のトップ・マネー・ジメントとの人的結合をみよう。原子力政策、その発展の傾向と性格は四七年に設立され

アメリカ原子力産業国有化の論理

第1表 国家安全保障会議の構成 —1956年—

D. D. Eisenhower	大統領	
R. M. Nixon	副大統領	カリフォルニア財閥
J. F. Dulles	国務長官	ロックフェラー財閥 (第一ナショナル・シティ)
C. E. Wilson	国防長官	デュポン財閥 (モルガン)
A. S. Flemming	国防勅員本部長官	
G. M. Humphrey	財務長官	クリーヴランド財閥
P. F. Brundage	予算局長	ロックフェラー傍系
H. E. Stassen	軍縮顧問	モルガン傍系
A. W. Dulles	中央情報局長官	ロックフェラー財閥 (第一ナショナル・シティ)
A. W. Radford	統合参謀本部議長	モルガン財閥
L. L. Strauss	原子力委員長	ロックフェラー財閥
W. H. Jackson	冷戦顧問	ロックフェラー財閥
D. Anderson	国家安全保障問題 大統領顧問	テキサス財閥

() 内は副次的関係

Radford は退職後モルガン系フィルコの重役となつたのでモルガン財閥として引用者が補つた。V. perlo, *The Empire of High Finance*, pp 289-91.

大統領、副大統領、國務長官、国防長官、中央情報局長官、国防動員本部長官、AEC委員長等よりなる閣内の内閣である
 国家安全保障会議が最高の権限をもっている。

この構成はトルーマン民主黨時代ではモルガン・ロッキンゲン財閥同盟を中心とする小ニューヨーク・グループ(特にハリマン兄弟、デロン・リード及びリーマン兄弟財閥)が優勢であり、アイゼンハワー共和黨政府ではロックフェラー・モルモン財閥同盟が優勢である(第1表)参照。

以上のトップマネージメントばかりでなく、AEC及びその諮問委員会も巨大財閥が支配している。

まず初代AECの構成(第2表)をみよう。初代委員長リリエンタールはTVA理事長として「公衆の為に独占と闘った民主主義者」と一般に考えられている。これはTVAの評価に関わる問題であり以下の吾々の見解の証明は別の機会に譲らねばならぬが、要点のみを挙げると、実は国民ばかりでなく、工業用の安価な電力を要求する独占、特に電力を大量に消費する冶金化学等の独占と、安価な電力で電力消費増大による電気設備の供給に關心を持つ電機独占等工業独占一般がTVAを要求し、世論を動員して電力独占と闘争したので、彼は工業独占と社会進歩の利益を代弁して電力独占の攻撃をうけただけで、全独占の敵となった訳ではないからである。アレンは彼の委員長就任によりハンフォード工場経営がデュポン化学からモルガン財閥

第2表 初代原子力委員会の構成

委員長	D. E. リリエンタール	前TVA理事長	モルガン財閥(ニューデイル派)
代理	S. T. バイク	鉱業・石油・天然ガス工業関係	ケネディ商会副社長
		第二次大戦時	商務長官顧問
委員	L. L. ストロース	海軍大將(のちAEC委員長)	商務長官
	R. F. ベイチャー	核科学者	コーネル大学原子核研究所長
	W. W. ウェイマック	中西部のレジスター	新聞社長
事務総長	M. W. ボイヤー	エソ・スタンダード石油重役	ロックフェラー財閥

第3表 原子力委員会(1953年)の構成

委員長	ゴルドン・ディーン	G-D先任副社長	リーマン第一ナショナル銀行財閥
委員	E. M. ザカート	空軍次官補	弁護士
	T. E. マレー	クライスター重役	ニューヨーク銀行理事
	H. D. スマイス	核科学者	
	T. K. グレナン	ケース研究所長	ゼネラル・アエリオン重役
		現航空宇宙局長	モルガン=ロックフェラー財閥
事務総長	M. W. ボイヤー	前出	
次長	ウォルター・ウィリアムズ		ロックフェラー財閥

第4表 原子力委員会(1956年)の構成

委員長	L. L. ストロース	前出	ロックフェラー財閥
委員	T. E. マレー	前出	ロックフェラー財閥
	W. F. リビー	核科学者	シカゴ大学教授
	T. K. グレナン	核出の他	ウェスタン電機附属研究所長
		モルガン=ロックフェラー	財閥
	J. キャンベル	不明	

の G・E に移管された事等を考慮して、彼をモルガン財閥の代表とみなしている。彼以外にパイクがモルガンロックスフェラー系、ストロースがロックスフェラー・ロニブ系、事務総長がロックスフェラー系と初代委員会では主要財閥が指導権を握っている。

五三年(第3表)には委員長がリーマン・第一ナショナル・シティ銀行系、委員にはロックスフェラーとモルガンが顔を揃え、五六年(第4表)の委員長は核実験停止に徹底的に反対した有名なストロースで、委員会ではロックスフェラー系が指導権を握っている。その他軍事連絡委員会、一般諮問委員会、原料諮問委員会、その他の諮問委員会も独占と AEC との融合のルートとなっているが、ここでは AEC の工業諮問委員会の構成を一例として挙げ(第5表)残りは省略する事にする。

そして以上の結合を基礎としてなされる国有民営方式が独占の原子力支配の主要な方法となる。国有民営とは政府が原子力工場・研究所の所有権をもち、固定資本と流動資本の一切を投資し経営は私企業が AEC との契約によって委託されるという方式である。

この方式の実態を前委員長ストロースは、「現在全原子力企業は米国内産業界によって運営されている。現実には AEC が運営しているのはワシントンの本部とその諸部局だけである。ウラニウム原鉱は私企業によって採掘され、私企業によって精錬さ

第5表 原子力委員会工業諮問委員会 (1948年末) の構成

J. W. Parker	Detroit Edison 社長	
R. E. Wilson	Standard oil co. of Indiana 会長	ロックスフェラー財閥
B. K. Brown	" " 副社長	" "
Gustav Egloff	Universal oil products 重役 (Shell Union oil と Standard oil of California の共同子会社)	ロックスフェラー傍系
P. D. Foote	Gulf Research & Development co. 副社長	メロン財閥
Isaac Harter	Babcock & Wilcox Tube co. 会長	国際的のボイラー・ トラスト
J. C. Hunsaker	Shell oil; Sperry corp.; Goodyear Tire & Rubber.; McGraw-Hill publishing の重役	
G. O. Wessenauer	TVA 電力局長	
D. F. Carpenter	Remington Arms co. 副社長のち AEC 軍事連絡委員会議長、弾薬局 長歴任してデュボン化学フィルム担 当重役となる。	デュボン財閥
O. E. Buckley	Bell Telephone Laboratories 所 長のち AEC 一般諮問委員会議長	モルガン=ロックス フェラー財閥

れており、企業の各段階は私企業的手中にある。政府の独占ともいふべきは僅かに原料の所有権と完成品の利用の範囲にとどまる。あらゆる運営は私企業によって行われている」と評している。

契約制度はAECの公表文書によれば「国家独占の将来の廃止と競争的私企業制度導入の基礎を置く」⁽¹¹⁾為のものである。そしてAEC全支出の九五%は契約制度を通じて行われている⁽¹²⁾（五三年度）ので、この内容を明らかにしなければならない。

五一年七月一日から五五年九月三十日迄の間に六二億七四〇〇万弗の直接契約総額のうち、小企業は二億二百万弗即ち二・二%でこれは主として計器その他器具の納入契約であり、全下請契約二六億三千万弗のうち小企業は十億三千万弗三九・一%⁽¹³⁾で、下請契約が大独占による中小企業従属化の用具となっている事を考慮すると、AEC契約の圧倒的大部分は大独占に集中しているが、これは偶然ではない。

ディーン前委員長によればAECの請負者選定にあたって考慮される要因は(1)予定された大きさの仕事と処理する能力、(2)金融上の経歴と評判、(3)原子力乃至関連分野での経験と評判、(4)幹部経営者及び主要技術者をAECの仕事に振向ける意向と能力、(5)AEC又は他の政府機関の仕事に従事した過去の経歴、(6)労働関係の経歴、(7)原子力事業に対する幹部経営者の情熱（以上は大独占のみが備えている）が挙げられているが、この

場合決定的役割を果たすのは独占と政府機構（この場合AECと国防省）との人的結合である。契約は明瞭に政府機構により大きな影響力をもつ会社と結ばれる。

それ故政府の指導的ポストをめぐる、政党の支配をめぐる、各財閥の闘争において政党・官僚への政治献金と買収が経済的競争における不可避的手段となり、資本制国家の汚職が必然的となるのである。⁽¹⁴⁾

更に契約の圧倒的部分は「安全」と「納入期間」の考慮から、入札なしに「確実」な会社と結ばれる。⁽¹⁵⁾そしてAECが独占と結ぶ契約はその支払方法から基本的に二つの型に分けられる。

第一は建設、研究、単位価格での納入に適用される納入契約であり、第二は管理（経営）契約で、直接原子力工場施設を独占が経営する場合に適用される。⁽¹⁶⁾

第一の場合納入契約をえた会社は独占の高価格での販売を確保するばかりでなく、本質的に会社への政府補助金をなす高速償却権⁽¹⁷⁾をえ、又不足原料・労働力の優先的割当その他の特権を与えるのである。これは巨大な利潤を保障する。しかし更に膨大な利潤を与えるのは第二の型の管理契約であって、これがAECの全契約金額の八一%を占めている。⁽¹⁸⁾

この契約は原価⁽¹⁹⁾ + 固定報酬方式で結ばれる。この場合工場設備は国有であり、必要な原料、人件費その他の流動資本はAECが提供し（政府投資）、契約者（被貸与者）は事業に不可

欠な労働者と技術を提供して固定報酬をえる。これは「政府の仕事の爲にその労働力を転用した事によって私企業の蒙った損失の補償」と考えられている。即ち契約者は固定資本と流動資本を國家から支給され、これに対する地代・金利、減価償却費などを支払わず逆に固定報酬を受取るので、これは純然たる利潤である。

そして原子力の場合この固定報酬は生産と管理に支出される全運転資本の大きな割合を占めている。国防省契約の場合固定報酬の上限は研究支出の十五%、建設・技術の六%、その他十%と法定してあるが、原子力産業ではこの上限は定められていない。この詳細は軍事機密であつて正確にはわからないが、タイブレットの推定によれば、この利潤は全運転資本の二十%である。そしてこの場合原価は独占の「普通の義務」に従つて経費の膨脹化、インフレーションを含む事は明らかである。

こうして四九年にA・E・Cはユニオン・カーバイドに対してオートクリッジ工場の操業費、経費として五千万弗、報酬として二百万弗を支払い、G・Eに対してハンフォード工場の経費として一・二億弗、管理基金として二十万弗、建設・経営その他総掛り費として二四〇万弗を支払つたのである。(以上が原子力独占の第一の利潤)。

しかし原子力独占の利潤はこれだけではない。第二に原子力工場を管理する独占は普通その工場の種々の設備の独占的供給

者である事から生ずる利潤がある。G・Eのハンフォード工場の標準型電機機械の六〇%、大型電機機械の百分を自社製品で独占している。これは全建設価格の半額に達するのである。

第三に原子力独占の得る最大の利潤は、貨幣で表現出来ぬ利潤であつて、政府費用で研究開発された新科学的技術的発見発明、改良の独占的所有である。原子力産業は無尽蔵の科学技術情報の源泉であるが、政府経費によって開発された情報のうち軍事技術に関係のある特許はA・E・Cに帰属して契約者は使用権を与えられるが、局外特許はその企業に与えられる。

マンハッタン計画だけで原子力以外の部門に使用できる五千以上の新製品新過程が発展させられたが、の中には精油、冶金、製陶、化学処理、ガス処理、冷凍食品、乾燥食品、電波器具、冷蔵及びオートメーション設備が含まれている。四九一五年には私的独占は政府経費によつてA・E・Cから三七二の特許権を獲得したのである。

そして技術情報は國家機密としてその漏洩は死刑によつて罰せられているので、この貴重な情報は一仙も支出する事なしに原子力独占によつて独占され、他部門での競争に用いられ、又他日原子力が完全に私有化された場合の強力な武器となるのである。

第四の利潤は政府の経費で熟練せる科学技術幹部を訓練する事である。リエンタールは「これらの人員は新技術に熟し

会社の生産過程又は製品に適用される新しいアイデアをえる。彼らの新しい熟練から将来巨大な利益が期待される」と述べている。⁽²⁰⁾

以上が私的独占が国有原子力産業を支配する事によって得る利潤である。独占にとって国有原子力産業は巨大な利潤の源泉であると云わねばならない。

- (1) *Lehman, Gov., T. 18, стр. 373-74.* 及び拙稿「アメリカ石油産業の発達と国家の役割」『経済論壇』第八二巻第六号 参照。

(2) 現代国家は独占資本が労働者・農民・中小資本を搾取・収奪し、統治する(指導—精神的政治的獲得により、又権力的抑圧—恐怖による支配により)機構であるが、同時に支配階級内部の利害対立の調停機関でもある。但し労資の対立を調停する機関ではない。ストライキの圧力団体論は勞組とN.A.A.M.を同列に並べる点で誤っている。Cf. P. J. Strayer, *Fiscal Policy and Politics*, 1958.

- (3) Cf. Kramish and Zuckert, *op. cit.*, chap. 10.
 (4) 小松広勝『マナーマナー』第十四章参照。
 (5) Henri Claude, *Mémoires de crise et Mémoires de guerre*, p. 61.
 (6) マルクスは支配階級の内部矛盾と政治の關係を次の様に詳述している。「一般に旧社会内部の衝突は多くの点でプ

ロレタリヤの發展の歩調をはやめる。ブルジョアジーはたえずたかつてゐる。はじめは貴族とたたかい、のちには産業の進歩に對立する利益をもつブルジョアジー自身の一部とたたかう、又つねにあらゆる外国のブルジョアジーとたたかつてゐる。これらすべての闘争にあつてブルジョアジーはプロレタリヤによひかけ、そのたすけを求め、こうしてプロレタリヤを政治運動にひきつけなければならぬ。ようになる」。ト、マナーマン選集第二巻五〇〇頁。

- (7) J. S. Allen, *Atomic Imperialism*, 邦訳四〇—四一頁。
 (8) *Ibid.*, chap. 2, 3.
 (9) B. I. Орушкин, Там же, стр. 42.
 (10) U. S. News and World Report, March, 17, 1950.
 (11) USABC, *Contract Policy and Operations*, Jan. 1951, p. 40.
 (12) *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Nov. 1953, p. 82.
 (13) USABC, *19th Semiannual Report of the AEC*, p. 104.
 (14) cf. Gordon Dean, *Report on the Atom*, chap. 4.
 (15) P. Пытлер, Армияная Программенность ОЦА, (Вопросы Экономикки) No. 8, 1956, стр. 133.
 (16) 前委員長ストロースが商務長官に任命されながら遂に上院によって承認を拒否される(朝日新聞三四四年六月二十日)

とらう米國議会上珍らしい醜態をあらわした原因の一二として、AECの契約・補助金の党派の分配が目についた事が著せられてゐる。

cf. Oberver, Atom Bombs, Religion and the Career of Lewis Strauss, *New Times*, No. 17, 1959.

⑤ P. Praeger, *Tam me*; Gordon Dean, *op. cit.*, chap. 5.
⑥ P. Praeger, *Tam me*, стр. 133.

⑦ 高寺貞昭氏の一述の著作を参照、『経済論叢』第七八巻第一号、第八一巻第一・二号、『公記』第七十巻第四・六号、第七十二巻第四号。

⑧ V. Onushkin, *op. cit.*, p. 90.

⑨ R. A. Tybout, *op. cit.*, p. 130.

⑩ P. Praeger, *Tam me*, стр. 133.

⑪ R. A. Tybout, *op. cit.*, pp. 65-66. 但コンヤハツトニヤビニ三—ヤスビヤク。P. Praeger, *Tam me*, стр. 133. ケーランドヤクと流動資本の六十—ヤスビヤク。

С. Далич, Государственный Совершенствость и Монополия В США. [Мировая Экономика и Международные Отношения] No. 6, 1957, стр. 63.

⑫ O.M. K. I. Onushkin, *Tam me*, стр. 44.

⑬ G・Eは本杜社経費キブAECに支払はせてゐる。

P. Praeger, *Tam me*, стр. 133.

⑭ 藤倉占志郎『財閥』五〇頁。

⑮ USAEС, *Some Applications of Atomic Energy in Plant Science* Jan. 1952, p. 44.

⑯ А. В. Николаев, Минипартия Экономика и Технические Прогресс в США. [Вечние Московского Университета] No. 2, 1956, стр.

⑰ J. S. Allen, *Atomic Energy and Society*, p. 38.

⑱ この様に有利な条件にも拘わらず、ある会社は「Aの様な原価十固定報酬という仕事は…政治的調査員や新聞記者に託してはよいカモです。これでは立派な仕事をどんなに希望しても後援者の情熱ばかりでなく、その組織の情熱も間もなく冷めてしまふでせう」とにほしてゐる。最大限利潤追求へのこの限りなき情熱をみよう!!

五 国有原子力産業の財閥による分割

それではこの貴重な財宝は各財閥にどの様に分配されているか、ウラニウム採掘・加工及び原子力発電を除く原子力部門について検討しよう。これは核燃料の生産、核兵器生産、軍事的原子力推進及び化学処理工場に分ける事が出来る。このうち最も重要な過程である核燃料生産は二方法によつてなされる。

第一の方法、ガス拡散方式によつてウラニウム二三五を分離し、濃縮ウランを生産する三工場は何れも十一二十億弗の建設

第6表 国有原子力工場及研究所の独占体による分割

工場名	建設費(百万弗)	工場の種類	操業担当会社	財閥関係
五大工場				
Oak Ridge	1,500~2,000	U235 分離	Union Carbide	ロックフェラー=メロン
Hanford	1,186	Pu239 生産	General Electric	モルガン
Savannah	2,500	Pu239 及超重水素生産	Du Pont	デュボン
Paducah	1,000	U235 分離	Union Carbide	ロックフェラー=メロン
Portsmouth	1,200	U235 分離	Goodyear Atomic	アメリカ銀行
その他の工場及び研究所				
工場名		工場の種類	操業担当会社	財閥関係
Pittsburgh National Laboratory		潜艦用原子爐の研究開発	Westinghouse	ロックフェラー=メロン
Knolls Atomic Power	"	" " "	G. E	モルガン
Oak Ridge National	"	濃純ウラニウム生産の研究	Union Carbide	ロックフェラー=メロン
Livermore	"	原子砲核融合反応の研究開発	Western Electric	ロックフェラー=モルガン
Sandia	"	原爆組立工場	" "	" "
Kansas City	"	原爆工場	Bendix Aviation	モルガン
Albuquerque	"	" "	American Car & Foundry	
Miamisburg	"	原爆の生産と改良	Monsanto chemical	モルガン
Rocky Flats	"	原爆工場	Dow chemical	モルガン傍系
Oak Ridge		化学処理	Union carbide	ロックフェラー=メロン
Savannah River		"	Du pont	デュボン
Hanford		"	G. E.	モルガン
Idaho		"	Phillips petroleum	デュボン
Fernald		核燃料加工	National Lead	
Weldon Springs		" "	Mallinckrodt chmeical	ロックフェラー

N. Y. Times, Aug. 13, 1952.; International Affairs, No. 10, 1959, pp. 89-90.; 外務省国際連合局科学課『各国原子力情報』第55号より作成。

費を要したものであるが、ロックフェラー・メロン財閥系のユニオン・カーバイドがオークリッジとパデューカの二工場を、アメリカ銀行（カリフォルニア財閥）系のグッドイヤー原子力会社（グッドイヤー・ゴムの子会社）がポーンマウス工場を支配している（第6表）。

第二の原子炉によってプルトニウムを生産する方法はモルガンのG・Eがハンフォード工場を、デュボンが超重水素生産を兼ねて資産二五億弗のサヴァンナ工場を支配している。このうち五四年以来の原子力発電の発展に伴ってG・E、デュボンのプルトニウム生産における独占的地位は弱化したのである（G・Eが原子力発電に対する補助金政策に反対する根拠の一つ）。

核兵器生産（工場と研究所）の分野ではロックフェラー・モルガン財閥のウエスタン電機（A・T・Tの子会社）がサンディアとリバーモアの研究所、モルガン財閥のペンディックス航空機がカンサス、モンサント化学がマウンド研究所（マイアミスバーク）、傍系ダウ化学がロッキイ・フラットを支配し、ロックフェラー・メロン財閥のユニオンがオークリッジ国立研究所、デュボンがサヴァンナで水爆生産支配と四大主要財閥が独占している。

次に原子力推進装置（主として原子力潜水艦）の分野ではウエスティングハウス（ロックフェラー・メロン財閥）とG・Eが完全に支配している。

アメリカ原子力産業国有化の論理

三四年一月のAEC報告によれば、米海軍は三三隻の原子力潜水艦隊を建造する計画で、うち五隻は既に就役、三隻は進水して試運転中、十五隻が建造中、残りが議会により承認済みとなっているが、今後軍艦の大部分は原子力船となると予想されて

第7表 原子力独占の利潤（百万弗）

	資 産		資産増大率 %	1957年利潤 (税支払前)
	1946末	1957末		
Dupont	965	2756	185.6	703.3
G. E.	857	2361	175.5	570.9
Union Carbide	493	1456	231.7	261.1
Westinghouse	503	1401	178.5	202.3
Phillips Petroleum	332	1519	357.5	159.1

Fortune, July 1958, pp. 132-3.; *Business Week*, April 27, 1957, p. 118.; E. I. Du pont de Nemours and Co., *Annual Report for the year 1957*.; General Electric 1957, *Annual Report*, a. a. よりアヌーシュキンが作成。
V. Onushkin, The U. S. Monopolies and the Atomic Industry, *International affairs*, No. 10, 1959, p. 91.

第8表 十億弗工業会社1957年（百万弗）

会 社 名	資産 A	売上高 B	雇 用 C(千)	税引後利潤 D	$\frac{D}{B}$	投下資本 E	$\frac{D}{E}$
500 大会社	148807	188313	9079	11657	6.2	95004	12.3
そのうち							
Standard oil Co. (N. J.)	8712	7830	160	805.2	10.3	5756	14.0
General Motors	7498	10990	588	846.6	7.7	4905	17.2
U. S. Steel	4373	4414	271	419.4	9.5	2998	14.0
Ford Motor	3348	5771	192	282.8	4.9	2150	16.9
Gulf Oil	3241	2730	61	354.3	13.0	2190	16.2
Socony Mobil Oil	3105	2976	77	220.4	7.4	2379	9.3
Dupont de Nemour	2756	1964	90	396.6	20.2	2343	16.9
Texas Oil Co.	2729	2344	53	332.3	14.2	2054	16.2
Standard oil (Ind.)	2535	2010	51	151.5	7.5	2012	7.5
General Electric	2361	4336	282	247.9	5.7	1231	20.1
Bethlehem Steel	2260	2604	167	191.0	7.3	587	12.0
Standard Oil (Calif.)	2246	1651	39	288.2	17.5	1859	15.5
Phillips petroleum	1520	1132	27	96.2	8.5	980	9.8
Chrysler	1497	3565	136	121.0	3.4	732	16.4
Sinclair Oil	1481	1251	25	79.3	6.3	962	8.2
Union Carbide	1456	1395	64	133.7	9.6	840	15.9
Shell Oil	1407	1765	40	135.1	7.7	978	13.8
Westinghouse	1401	2009	129	72.6	3.6	821	8.9
Western Electric	1329	2480	144	84.6	3.4	775	10.9
Alcoa	1316	869	55	75.6	8.7	671	11.3
Cities Service Oil	1293	1046	19	59.2	5.7	616	9.3
Int'l Business Machine	1154	1000	60	89.3	8.9	623	14.3
Anaconda	1030	571	44	44.0	7.7	856	5.1
Int'l Harvester	1021	1171	69	95.6	3.9	773	5.9
以上24社合計	61069	67874	2843	5568.4	8.2	41090	13.6

500大会社における十億弗会社の比重 (%)

1957	36.0	41.0	31.3	47.8	43.3
1956	34.7	40.3	30.4	43.4	41.3

В. Шильдерут, Прибыли Монополии США, [Мировая Экономика и Международные Отношения] No. 2, 1959, стр. 128.

いる。⁽³⁾。そして五七年現在で原子力潜艦十五隻のうちシーウルブ号がG・E製作の凝縮ウラニウム・ナトリウム冷却型中速中性子炉、他の一隻がコンバッション・エンジン・リング製作の加圧水型小型炉である以外の十三隻の原子炉は全てウエスティングハウスの加圧水型を用いている。現在ウエスティングハウスの二四の原子力潜艦、十原子力船用原子炉を製造中で、この分野では断然優位を誇っている。⁽⁴⁾。そして潜水艦の艦体の生産はリーマン兄弟⁽⁵⁾第一ナショナル・シテイ銀行系のG・Dが独占している。

最後に核燃料加工及び化学処理を担当するのは主要財閥の合会社であるナショナル・レッドとロックフェラー系のマリントロット化学の二社が核燃料加工を独占し、原子炉からの核生成物の化学処理はユニオン・カーバイドとG・Eとデュポン系二社が独占している。以上の結果原子力独占の利潤は著しく増大した。勿論原子力からの利潤とへ通常業務からの利潤とを区別する事は出来ないが、一つの指標として株価をとると、五三―五五年にダウ・ジョーンズ指数は平均六六%の増大に対し、二十原子力独占の株価は平均一四三%の増大である。最も急騰したのはG・Dで五二年の二五弗から五八年の一九二弗へ約八倍の増大である。⁽⁶⁾

次に資産の増大率(第7表)をみると四六一―五七年に最低のG・Eで一・八倍、最高のファイリップス石油で三・六倍である。

アメリカ原子力産業国有化の論理

G・Dの場合五一―五八年に十倍以上となっている。⁽⁷⁾

次に他部門と利潤率を比較するとデュポンが一六・九%、G・E二〇・二%、ユニオンが一五・九%等と五百大会社平均一二・三%と比較して一般に高いのである(第8表参照)。

かくて吾々は原子力の国有民営は大独占に巨大な利潤を与えているのであって、決して社会主義であるとは考えない。原子力の国有化が社会主義であるという非難は一面では原則としていかなる国有にも反対する私的企業家の硬直的態度を反映し、他面では原子力という禁断の果実から排除された独占資本の門戸開放のスローガンとして利用されている様に思われる。

(1) 原子炉は電力とプルトニウムを同時に生産するからである。原子力発電の問題は別の機会に発表したい。

(2) 朝日新聞三四年二月一日。

(3) 佐藤健一郎「進む原子力商船の建造」『エコノミスト』五七年五月十八日号。

(4) *Atomics at Work, Times, Jan. 12, 1959, pp. 30-40.*

この優位の原因にはウエスティングハウスが開発した加圧水型が最も完成しているといった技術的理由を別にするとロックフェラー系ストロース前委員長⁽⁸⁾の存在による所が大いである。 Cf. *Observer, op. cit., p. 17.*

(5) 社長フランク・C・ベイス(元陸軍軍長官)、先任副社長G・テイーン(元AEC委員長)を初めとして重役陣は殆

んど陸海軍の将官より成る新興軍需コンツェルン。

(9) P. Ippen, Tax *etc.*, *etc.*, 135.

(7)(8) R. Tsvylev, An Atomic Monopoly, *New Times*, No. 44, 1958, p. 16.

結 語

以上によって吾々はアメリカ原子力産業の国有化について次の様な理論的規定を与える事が出来ると考へる。

(1) この国有化は生産の社会的性格と占有の私的性格との矛盾から生じた。株式会社が生産力の発展(例えば鉄道、鉄鋼業)に対応する生産関係の変化(資本主義体制の枠内での矛盾の一応の解決であった様に、原子力という巨大な技術革新はさし当り私的独占の収益性に乘らず國家の自動という生産関係の変化を必要とした事である。

(2) 西沢富夫氏は西歐の第二次大戦後の国有化を体制的危機に対応する國民經濟の弱点部門(ポトルネック部門)の国有化と規定されているが、この場合その規定はあてはまらない。

(3) 但し小掠説の如く恒久的に国有化されるとは限らない。収益性を持つに至った部門から国有解除が行われるだろう。それ故これは古典的規定に従えば、育成国有化にあたる。以前は新産業は私的独占によって創業されたが、原子力の場合最強の資本主義國においてこの創業費を國家(納税者が負担する点に現段階の特徴がある)。

(4) この国有化は軍事的性格をもつ。

(6) 西歐は国有国营方式で間接に私的独占に奉仕するが、米國では国有国营方式で直接私的独占に奉仕する。

(7) 國家權力を独占しえた財閥のみが国有国营に参加しうる。それ故これは經濟的競争において政治力の確保が不可欠となった事を意味する。V・パロはヒルフアードの創業利得を發展させ、財閥が社会を支配する事によっていかに利潤を追求しているかを支配利潤論として發展させたが、吾々は財閥が政府を支配する事による利潤追求をこの法則に含め發展させるべきだと考へる。

(7) 原爆独占の利潤(原子力予算の増大の為に核ミサイル戦略思想、戦争瀬戸際政策が必要となる)。

(1) エンゲルスは国有化の必然性を次の様に考へる。「生産(交通手段が實際に株式会社の管理の手におえないまでに)發展し、従つて国有化が經濟上さけられなくなつた場合にだけ国有化は一つの經濟上の進歩を、即ち社会そのものによるいつさいの生産力の掌握にいたる一つのあらたな前段階の達成を意味する」と。マル(エン選集第十四卷四七〇頁)。

(2) 西沢富夫『国有化問題の研究』

(3) 井波卓一編『國家独占資本主義』におけるベクトレーム、クルーグマン、ツイーシヤンク等の諸論文参照。
(尚、本稿は五九年十一月二八日京都大學經濟学会でなされた報告に加筆訂正したものである。ウラニウムの國際的分割、原子力平和利用問題特に原子力発電問題の分析は別の機会に譲りたいと考へる)。